

## 平塚市介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金の手引き

### 【趣旨】

この事業は、平塚市と「災害時における避難行動要支援者受入れに関する協定」を締結している介護保険事業者等が、市外から介護職員等を採用し、介護事業所等に就労させた場合に、その介護職員等の宿舍を市内に借り上げるための費用の一部を補助するものです。

### 【定義】

この事業での各用語の定義は次のとおりです。

- (1) **介護保険事業者等** 平塚市地域防災計画に規定する、次のア又はイに掲げる協定のいずれかを締結している事業者をいいます。
  - ア 災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定
  - イ 災害時等における障がい者の緊急受入れに関する協定
- (2) **介護事業所等** 次のア又はイに掲げる施設をいいます。
  - ア 計画に規定する避難行動要支援者（要援護高齢者）緊急受入先施設のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設であって本市に所在するもの
  - イ 計画に規定する避難行動要支援者（障がい者）緊急受入先施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所であって本市に所在するもの
- (3) **就労** 介護保険事業者等と直接の雇用契約を締結し介護事業所等に勤務することをいいます。
- (4) **介護職員等** 就労している介護職員及び障害福祉サービスに従事する職員のうち、平成30年4月1日以降に採用された方をいいます。
- (5) **宿舍** 介護職員等の居宅とするため、介護保険事業者等が市内に借り上げた住宅をいいます。（ただし、賃貸人が介護保険事業者等又は当該介護保険事業者等の代表者若しくは役員と同一であるものは除く）
- (6) **算定対象職員** 介護職員等のうち、就労の開始に伴い市外から宿舍に住所を異動した方であって、かつ、当該就労及び当該宿舍での居住の開始から引き続いて6月の期間（以下「補助対象期間」といいます。）を経過した方をいいます。

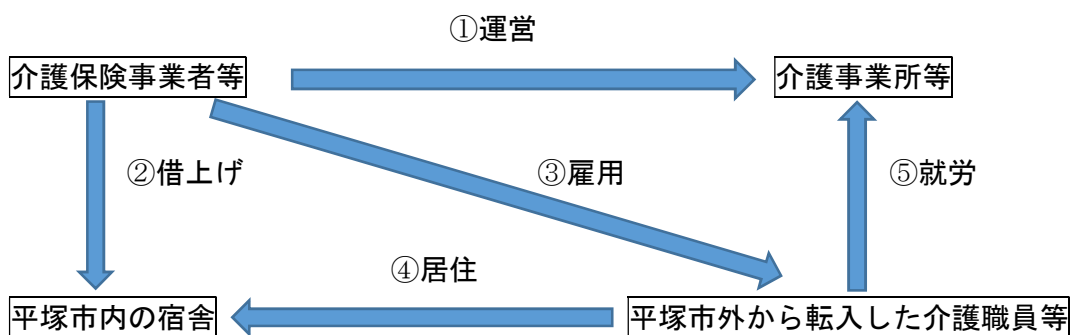
- (7) **補助対象家賃** 宿舍を借り上げるための1月当たりの費用(敷金、礼金、管理費、共益費その他を除く)とし、他の機関等から当該費用について補助を受けた場合は、その補助に係る額を除いた額をいいます。

**【対象】**

申請時点で次の全ての要件を満たす介護保険事業者等が対象となります。

- (1) 就労及び宿舍での居住が継続する算定対象職員を雇用している。
- (2) 本市の市税を滞納していない。

**【算定対象となる要件のイメージ】**



④居住と⑤就労を同時に満たしている状況が6か月以上となった時点で、当該介護職員等が補助金の算定対象職員となります。

**【補助金額】**

算定対象職員の居住する宿舍1戸につき、1月当たり補助対象家賃の3分の1(1円未満切り捨て)又は30,000円のうちいずれか少ない額を補助対象期間の6か月分合計した額

(1介護保険事業者等につき3戸を上限とします。)

**【申請期間】**

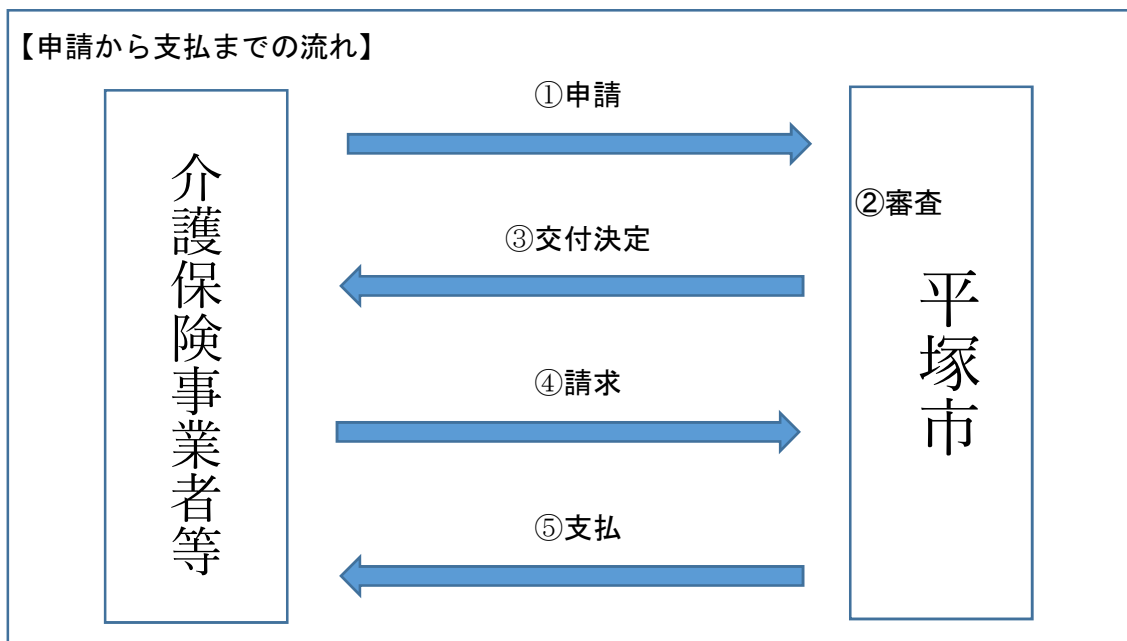
補助の要件を満たした日から、その日が属する月の3月後最終開庁日まで

**【申請方法】**

申請期間中に、平塚市介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金交付申請書に必要書類(次の①~⑤)を添えて、平塚市介護保険課に提出してください。

- ①雇用証明書(算定対象職員の勤務地、雇用期間が確認できる書類)
- ②宿舍の賃貸借契約書の写し

- ③領収書（宿舎の家賃を支払っていることが確認できる書類）
- ④市税の納税状況の閲覧に係る同意書又は市税完納証明書
- ⑤（他の機関等から補助を受けた場合）その補助に係る金額が確認できる書類



【Q&A】

Q 1. 6か月経過の考え方は？

A 1. 月の初日から末日までを通じて、**宿舍への居住と就労が継続していた月を1か月と数えます。**

例：4月15日宿舍への居住、5月2日就労の場合

→居住と就労を同時に満たすのは5月2日からとなりますが、この場合、月の初日である5月1日は就労の要件を満たしていませんので、5月は1か月の計算に入りません。6月から11月までの6か月経過が確定した日である11月30日以降に申請可能となります。なお、この場合の申請期限は、翌月最終開庁日の12月28日です。

Q 2. 「宿舍に居住」とはどのような状態を指すのか？

A 2. 実際に居住していることかつ介護職員等の住民票がその宿舍にあることの両方を満たしている状態をいいます。

Q 3. 就労の継続性の判断基準は？

A 3. 雇用関係が継続しており、かつ勤務していない期間が歴月で1か月未満の場合は継続していると判断します。

Q 4. 非常勤職員も対象となるか？

A 4. 算定対象の要件を満たしていれば、非常勤や兼務の方でも対象になります。

Q 5. 雇用や居住が途切れた場合はその前後の期間を通算できないのか？

A 5. 通算できません。6か月以上引き続いた状態にあることが要件ですので、再度就労又は居住が開始されたところから改めて6か月をカウントすることになります。

Q 6. Q 5の場合等、同一人物が複数回算定対象職員としての要件を満たすことがありうるが、その場合2回目以降の申請は可能か？

A 6. 申請回数の制限はありませんので可能です。

Q 7. 以前から事業者が借り上げている宿舍であっても対象にすることはできるか。

A 7. 可能です。

Q 8. 職員名義で契約し、それを事業者が立て替える形式は補助金の対象となるか？

A 8. 対象外です。賃借人が事業者（法人）名義である必要があります。

Q 9. 介護職員等から居住に係る費用を徴収（家賃を一部負担）している場合は？

A 9. 介護職員等から事業者が金銭的補助を受けているとみなすことができるので、その額を除いた額が補助対象となります。

Q 10. 借り上げた宿舎の家賃に変動があった場合の対象金額は？

A 10. 補助対象期間の6か月に係る補助対象家賃が該当となります。

例：4月15日宿舎への居住、5月2日就労した介護職員等に係る補助対象家賃が次のとおりであった場合

5月分補助対象家賃	75,000円
6月分補助対象家賃	78,000円
7月分補助対象家賃	81,000円
8月分補助対象家賃	84,000円
9月分補助対象家賃	87,000円
10月分補助対象家賃	90,000円
11月分補助対象家賃	93,000円
12月分補助対象家賃	96,000円

この場合は、要件を満たした日が属する11月を起点とした過去6か月分である、6月分補助対象家賃から11月分補助対象家賃が該当となります。

したがって、この宿舎に係る補助金額は、

$78,000 \times 1/3 + 81,000 \times 1/3 + 84,000 \times 1/3 + 87,000 \times 1/3 + 90,000 \times 1/3 + 30,000$   
( $93,000 \times 1/3$  は上限 30,000 円を超えるため)  
=170,000 円となります。

Q 11. 同一法人で介護事業所等を複数持っている場合、どちらも申請できるか？

A 11. 可能です。ただし、1介護保険事業者等3戸以内の限度がありますので、例えば介護事業所等Aに算定対象職員2人、介護事業所等Bに算定対象職員が2人いる場合には、合計4人のうち任意の3人分までの申請となります。

Q 12. 1戸の宿舎に複数の算定対象職員が同居している場合の補助は？

A 12. 戸数に応じて補助金の額が決まりますので、1戸分の補助金額となります。なお、同一アパートの別部屋に各自住んでいるような場合は、同居ではありませんので、それぞれ算定されます。

Q 1 3. 居住開始と就労開始の期間が空いている場合、就労の開始に伴う住所異動とは認められないか？

A 1 3. 居住開始と就労開始は同時期に為されるものであることが基本と考えますが、例えば、試用期間が終了し本採用となった時点で市外から宿舎へ異動した場合等は、就労の開始に伴う住所異動と判断されます。

Q 1 4. 同一事業者内での異動で勤務先が対象施設となった場合の取り扱いは？

A 1 4. 事業者は変わっておらず、単なる勤務先の変更ですので対象外です。本補助金は就労開始に伴う宿舎への居住開始が要件ですので、**新規の雇用契約であることが必要です。**

Q 1 5. 介護事業所等間での勤務地の異動や、市内の借上げ宿舎間での居住地の異動をした場合は、引き続いた状態として対象となるのか？

A 1 5. 「当該就労及び宿舎に居住」が引き続いた状態にあることが要件ですので、対象外です。**同じ事業所、同じ宿舎で6か月以上継続することが必要です。**

Q 1 6. 申請から交付決定までの審査手順は？

A 1 6. 申請のあったものから先着順で審査し、交付決定します。

Q 1 7. 要綱の有効期限を跨ぐ期間についての申請はどうなるか？

A 1 7. 要綱 有効期限内の期間に係る家賃も含め、一切補助することができません。

例：平成31年9月15日宿舎への居住、平成31年10月2日就労、補助金交付要綱の有効期限平成32年3月31日の場合

→平成31年11月から6か月となる平成32年4月30日が要件を満たす日となりますが、すでに要綱の有効期限を満了しているため申請はできず、要綱の有効期間中であつた11月から3月分に係る家賃の部分についても補助を受けることはできなくなりますので、早めに御相談ください。

その他、御不明な点がありましたらお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

○介護職員を算定対象職員とする補助金申請に関すること

平塚市 福祉部 介護保険課 電話番号：0463-21-8790

○障がい福祉サービスに従事する職員を算定対象職員とする補助金申請に関すること

平塚市 福祉部 障がい福祉課 電話番号：0463-21-8774

○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定、災害時等における障がい者の緊急受入れに関する協定に関すること

平塚市 防災危機管理部 災害対策課 電話番号：0463-21-9734

平成30年4月作成

平成30年4月改訂